

## I 総 括

### 1. 事業者の氏名および住所

氏名 東京都 代表者 東京都知事 鈴木俊一  
 住所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

### 2. 対象事業の名称

相原・小山土地区画整理事業

(対象事業の種類: 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する  
 土地区画整理事業)

### 3. 対象事業の内容の概略

多摩ニュータウンの西端、町田市小山町、相原町等の約174.2haを住宅・商業・業務・文化機能を備えた計画的市街地となるよう、東京都の施行による土地区画整理事業を実施する。

計画の概要は表I-3-1に示すとおりである。

表I-3-1 計画の概要

項目		概要	
計画区域面積		174.2ha	
計画人口		居住人口: 3,500人 流入人口: 7,500人	
事業期間		昭和62年度から昭和70年度まで予定	
土地利用計画	道路	23.3ha	
	公園・緑地	34.2ha	
	小計	57.5ha	
	宅地	116.7ha	
	合計	174.2ha	

#### 4. 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が1通と、町田市長、八王子市長からの意見が提出された。

これらの意見と事業者の見解の概略は次のとおりである。なお、公聴会の公述の申出はなかった。

#### 主な意見と事業者の見解の概要

意見の概要	見解の概要
<p>■大気・騒音・水質</p> <p>① 工事完了後における大気汚染、騒音、水質汚濁について予測・評価を実施すべきである。</p>	<p>① 本事業で整備する道路は日常生活に必要不可欠な二車線以下のものがほとんどであり、四車線のものも延長がごく小規模に限られています。また、污水排水については、本事業の実施により、住宅その他各種施設の立地に先立って公共下水道の整備が進められ、計画区域で発生する汚水のほとんどが流域下水道の兩多摩処理場で処理されます。従って、環境に著しい影響はないものと考えられるので、事業完了後における大気汚染、騒音、水質汚濁については、予測、評価の対象とはしていません。</p>
<p>■陸上植物</p> <p>① 調査時期</p> <p>植物個体について、早春の調査を実施しないで、冬期調査を実施した理由を示してほしい。</p> <p>② 注目すべき植物の選定基準</p> <p>植物の貴重性の基準として参考にした「多摩市の植生」が、他の種々の基準に比べて、具体的にどこがどのようにすぐれているか各基準を示して比較してほしい。</p>	<p>① 春から秋にかけては植物が繁茂しているなどのため、小型の植物は他の植物におおわれて確認できにくい状況になります。</p> <p>春から秋にかけての調査では、このようなことを十分念頭に置いて行いましたが、なお見落しの可能性も考えられるため、主として冬でも確認できるシダ類を対象に、冬期（1月24日～25日）の調査を補完的に実施しました。</p> <p>② 「多摩市の植生」は学術上貴重なものについて、分類系としての貴重な植物、分布系としての貴重な植物をあげ、植物種属の希少性があるものとして、国内レベルおよび関東地方レベルにおいて希少の植物のほか、多摩丘陵や多摩市のレベルでの減少種等についても貴重植物とする基準を用いています。本評価書案では、同じ多摩丘陵の一部に位置することから、このような視点を取り入れ、「希少性があり市町村レベルで注目されている」ものも注目すべき植物としたほか、「町田の自然」に記述されている万葉の植物についても選</p>

意見の概要	見解の概要
<p>③ 注目すべき植物の生育環境</p> <p>注目すべき植物が多数確認されていながら、これらの植物の生育環境との相互関係についてカタクリを除いてほとんど記述されていない理由を示してほしい。</p>	<p>定できるように「地域で古くから親しまれているもの」についても盛り込んだ選定基準としています。</p>
<p>④ 予測内容</p> <p>注目すべき植物すべてについての消滅の有無を明らかにしていただきたい。</p>	<p>③ 注目される植物36種の生育環境については、カントウタンボボが路傍に生育するものであり、その他は樹林又は林縁に生育するものとして、多摩丘陵及びその周辺においてよく知られているものですので詳しい記述は省略しています。</p> <p>なおカタクリの群生地については、町田市域では数が少ないので、公園内に取り込み積極的に保全を図るため、公園整備のあり方を検討する上からも特に詳しく記述しています。</p>
<p>⑤ 現況調査結果の解析</p> <p>各植物群落の植物社会学的位置付けが不明確であるので、もっと詳細に解析してほしい。</p>	<p>④ カントウタンボボは計画区域およびその周辺地の路傍において確認されていますが、このような生育環境は、計画区域の周辺地及び計画区域内の自転車歩行者専用道沿いに残ると考えられるので、本事業による影響は軽微であると考えられます。</p> <p>その他の雑木林の構成種および林床植物あるいは林縁附近に生育する植物は、本事業において、樹林の約25%が、生育環境に配慮して、比較的まとまった形で保全されるので、樹林面積の減少により個体数は減少するものの、大部分の種は残ると考えられます。</p>
<p>■陸上動物</p> <p>① 昆虫類の調査時期</p> <p>昆虫類について、早春期の調査を除外した理由を示してほしい。</p>	<p>⑤ 標識種・識別種の組合せなどから、植物社会学的な分類を試みましたが、結果としては、群集、亜群集等の判定を行うことができませんでした。</p> <p>① 環境庁が行った第二回環境保全基礎調査における東京都の調査対象昆虫のうち、当地区のような場所に生息する可能性があるもので、春期性のものとして、ムカシトンボ、ハッショウトンボ、ハルゼミ、ギフチョウ、ヒゲブトハナムグリがあげられます。</p>
<p>② 両生類の調査時期</p> <p>両生類について、多くの種が産卵期である早春の調査を実施しなかった理由を示してほしい。</p>	<p>これら春期性昆虫を確認するため、昆虫が活動する可能性の高い5月中旬に現地調査を行い、ハルゼミ、ヒゲブトハナムグリを確認しています。</p>
	<p>③ 計画区域及びその周辺で両生類の繁殖に適した、特に注目される池沼や溪流はありませんが、一般的な繁殖場として田及び市街地わきの水路などが考えられます。そして、このような産卵場所に生息する両生類には、2月～3月を産卵期とするものもありますが、4月～6月を産卵期とするものも多く存在します。</p> <p>そこで、両生類の調査は、比較的活動の活発な時期</p>

意見の概要	見解の概要
③ 調査地点の選定 4調査区を設定しているが、調査区Ⅱに各種トラップ調査が集中している理由を示してほしい。	が適していると考え、5月～8月に実施しました。 ③ 各調査区とも詳細にみると、樹林地、草地等の様々な現況を含んでいますが、概ね一様の生息環境であると考えられるため、トラップ調査地点は地区を代表する箇所として地区中央部を中心に設定しています。 調査区Ⅱは、その位置が地区中央部にあたっているため、各種トラップ調査等の調査地点が多く設定されています。
④ 鳥類の繁殖場所 夏鳥とした8種がすべて調査地域での実態であるとしたら、その繁殖場所を明確にしてほしい。	④ 調査地域を繁殖場としていると判断できるものとして、若鳥、巣、サエズリの確認が考えられます。現地調査では、12種46箇所で、その大半が尾根縁道付近で確認されています。 このうち夏鳥についてはカッコウ、サンコウチョウ、イカルの3種が4箇所で、いずれもサエズリを確認しています。
⑤ 鳥類の影響予測 繁殖しているとされた鳥類のすべてについて繁殖場所、繁殖環境の改変状況を明確にしてその影響を予測していただきたい。	⑤ 現地調査により、若鳥、巣、サエズリが確認されたものは、12種46箇所であり、そのほとんどの箇所が、比較的まとまった形で残される樹林内か、またはその近傍であることから、繁殖は可能であると考えられます。
⑥ 注目すべき動物の影響予測 注目すべき動物について、環境区分毎の改善程度との関連を明らかにして予測を行っていただきたい。	⑥ 注目される動物として、鳥類ではオオタカが、昆虫類では水生生物の調査で幼虫の確認されたゲンジボタルのほか、23種があげられます。 オオタカは評価書案に記述してあるように、計画区域は本種の広大な活動範囲の一部であると見られるため、影響は軽微であると考えられます。また、昆虫類については、本事業において樹林を比較的まとまった形で残し、さらに、樹林及び草地の回復に努めるとともに、注目される昆虫とのかかわりの深い樹種についても配慮します。したがって、昆虫類への影響は最少限にとどめられると考えられます。 なお、注目される昆虫類についての、環境区分ごとの改変の程度は下表のとおりです。
注目される昆虫類と改変の程度	
ミヤマアカネ、マイコアカネ、ヘイケボタル、ゲンジボタル	水辺との係わりが深いので、事業により水路の一部を残すこと、調整池の整備等を行うことにより、生息は可能と考えられる。ゲンジボタルは、一部公園において生息環境の復元を検討する。
ハルゼミ、ムナクボカミキリ	松林を主な生息場所としているが、アカマツ群落が約31%残存林として残るため生息は可能。
その他の注目される18種	総じて広葉林が生息場所と考えられるが、広葉樹林の約25%が残存林として残るので生息は可能。

意見の概要	見解の概要
<p><b>■水生生物</b></p> <p>① シンプソンの多様性指数を、汚染度の指標とした根拠を具体的に示してほしい。</p>	<p>① 水域の汚染度を表わす指標としては、水質(BOD等)などの理化学試験による指標がよく用いられますが、水質が時間的に変動することに対して、生物の群集構造は水質等の水域環境の長期的な状況を反映するので、多様性指数は生物にとっての水域環境を評価する指標として適していると考えられます。</p> <p>一般に清れつな水域では多くの種が共存しているのに対し、汚濁が進むと特定の種が多くなり、多様性が低くなります。シンプソンの多様性指数は、生物群集構造の複雑さを表わすもので、水生生物にとっての水域環境の評価指標として用いることができると考えられます。</p>
<p><b>■景観</b></p> <p>① 計画区域を眺望できるすべての範囲をパノラマ的に撮影し、モニタージュを実施すべきである。</p>	<p>① 現地の状況から、計画区域をパノラマ的に眺望することができないので、代表的な地点として、①公園の視点として相原・坂下児童公園を、②歩道の視点として尾根緑道を、③日常生活上の視点として沼田地の3地点を選んで予測評価を行いました。この代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度を予測することにより、事業完了後の景観の状況の変化は予測可能と考えられます。</p>
<p><b>■その他</b></p> <p>① 「造成完了後10年経過時」及び「事業完了後」の予測時点における土地利用計画の達成状況を明確にしてほしい。</p>	<p>① 本事業は都市基盤整備を行う事業であり、造成完了後の各宅地の利用は、それぞれの地権者によって行われることとなりますので、将来の各時点における土地利用計画の達成状況を具体的に示すことは技術的に困難です。</p>

## II 対象事業の概要

### 1. 対象事業地区（相原・小山地区）の位置づけ

相原・小山地区は、多摩ニュータウンの一部として昭和40年に新住宅市街地開発事業の計画決定がされたが、地勢上等の理由から事業未着手のまま今日に至っている。

しかし、計画決定以後20年以上の長年月を経過し、地権者の価値観の変化や地価の高騰等、社会・経済情勢の変化した現状では新住宅市街地開発事業の施行が困難となっているので、地元市および地権者の合意が得られる東京都施行土地区画整理事業として施行するものである。

なお、事業にあたっては、多摩ニュータウンの一部として、多摩ニュータウンの複合的機能の充実を図るとともに、周辺市街地との連帶性を考慮し、業務、商業、レクリューション、文化厚生施設などの立地を誘導し自然と調和した活力ある計画的市街地の形成に努めるものである。

### 2. 多摩ニュータウン事業

#### 2-1 多摩ニュータウン事業の目的

多摩ニュータウン事業は、多摩地域のスプロール化の防止と住宅難の緩和を図ることを目的として計画され、当初は住宅の大量供給と良好な市街地の整備に重点をおいて事業が進められた。

その後、自然保護、住宅の質の向上、住宅様式に対する要望の多様化等、まちづくりに対する時代の要請に対処しつつ、今日では当初の目的に加え、①多摩の自然と調和した良好な居住環境をそなえた活力あふれる新市街地の形成②広域的都市機能を充実し、他都市との連携による多摩地域の自立化の推進に資するまちづくりをめざして事業を進めている。

また、第二次東京都長期計画において「多摩ニュータウンなどにおいては、教育、文化施設などとともに、都市型工業、研究施設など複合的な機能の導入をすすめる。」とされている。

#### 2-2 まちづくりの考え方

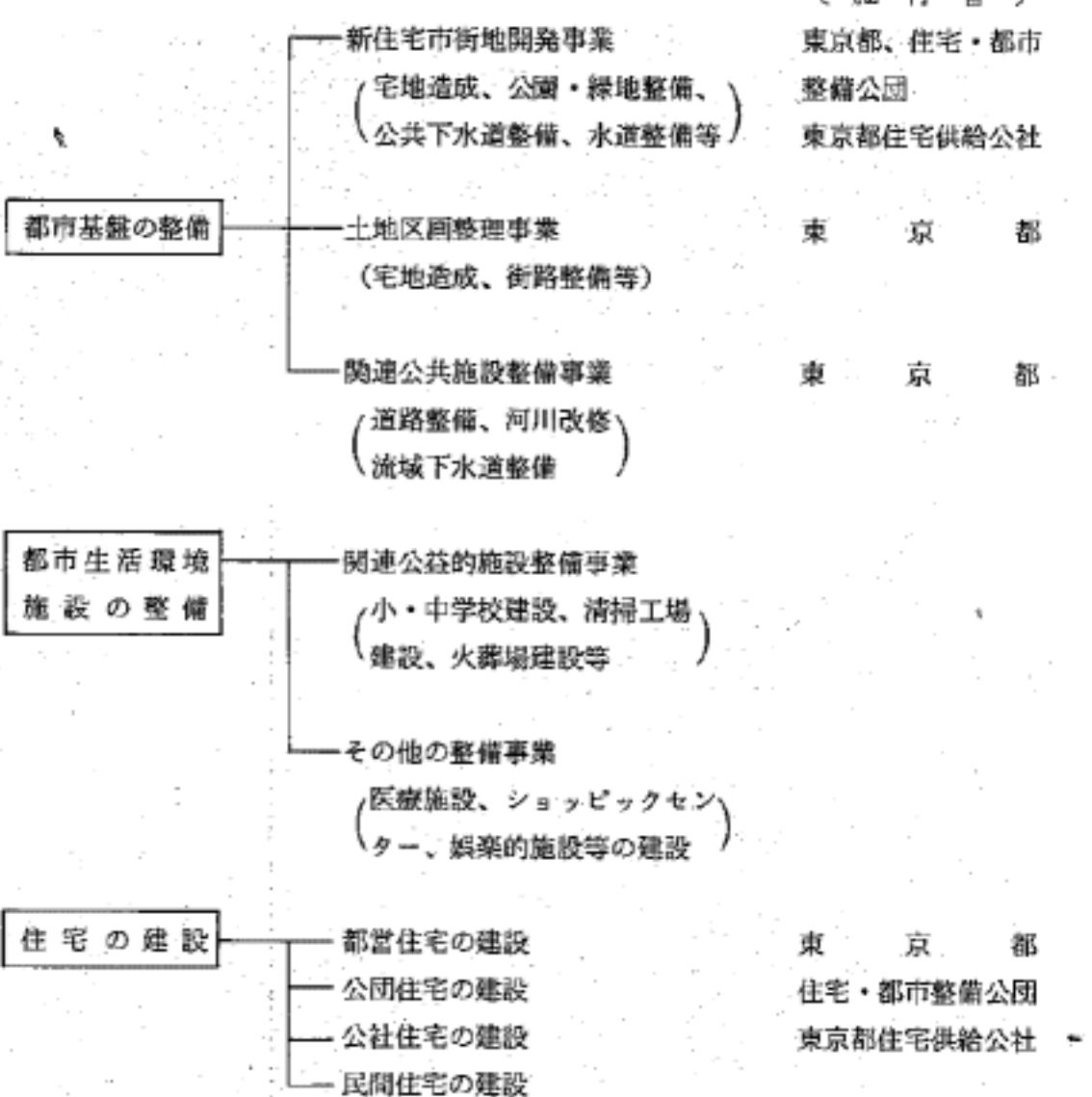
多摩ニュータウンは、総面積約3,016haの区域を、居住人口約31万人と設定し、都市幹線道路または住区幹線道路を境に一つの中学校の区域を一つの住区とする21の住区で構成している。

図II-1-1 位置図



### 2-3 開発のしくみと施行者

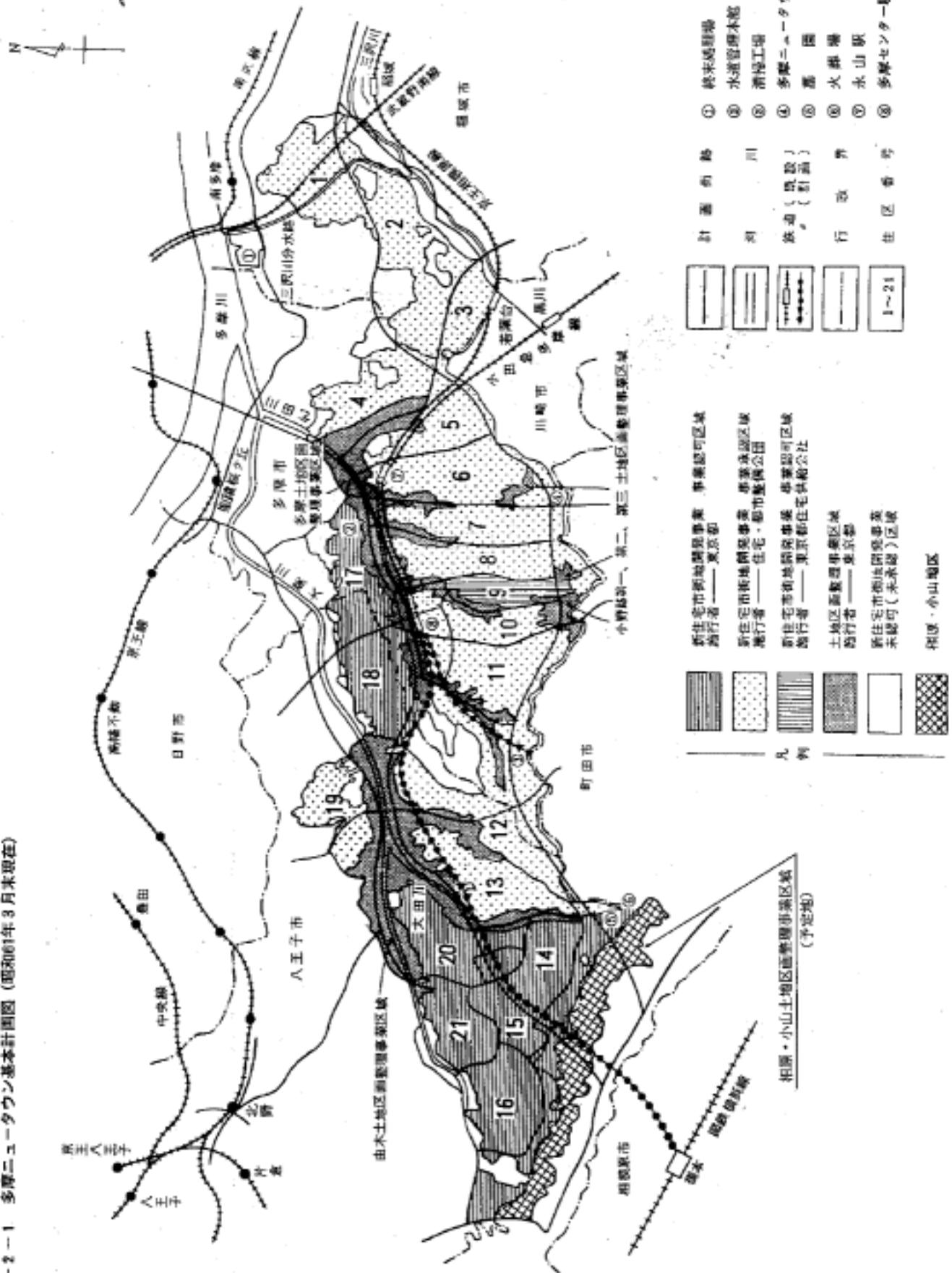
多摩ニュータウンの建設



### 3. 対象事業の目的

計画地区は、北側に隣接する新住宅市街地開発事業の進歩と南側に隣接する町田街道を中心とした市街化の進展に加え、地区中心部を通る京王相模原線の建設等により、市街化の圧力が高まってきている地区であり無秩序な市街化を未然に防止し、地域の発展に寄与するとともに多摩ニュータウンの複合的機能の充実に貢献するため、都市計画道路をはじめ、区画道路、公園、緑地等の公共施設の整備改善および宅地の利用増進を図り、住宅のほか業務・商業・文化施設の立地の誘導に努め、健全で活力のあふれる市街地を形成することを目的とする。

図II-2-1 多摩ニュータウン基本計画図（昭和61年3月末現在）



表II-2-1 全体計画と整備状況

昭和61年3月末現在

新 住 事 業	東 京 都	区 分	全体計画 事業認可 (承認) 面積 A	工 事 事 業		
				工事済 面積延長 D	進捗率 D/A	61年度 計 面積延長
新 住 事 業	東 京 都	東部地区(17、18住区)	201.5ha	201.5ha	100.0%	0ha
		西部地区(14~16、20、21住区)	535.3ha	299.6ha	56.0%	21.9ha
		計	736.8ha	501.1ha	68.0%	21.9ha
	住宅・都市整備公団 (1~8、10~13、19住区)	住宅・都市整備公団 (1~8、10~13、19住区)	1,437.3ha	732.9ha	51.0%	65.7ha
		東京都住宅供給公社(9住区)	49.7ha	49.7ha	100.0%	0ha
		計	2,223.8ha	1,283.7ha	57.7%	87.6ha
土地 区 画 整 理 事 業	多摩地区	幹線	11.5km	11.1km	96.5%	0.4km
		整地	133.1ha	117.4ha	88.2%	4.4ha
		施工面積	222.0ha	194.6ha	87.7%	7.2ha
	由木地区	幹線	9.1km	5.8km	63.7%	0.7km
		整地	126.9ha	48.0ha	37.8%	7.7ha
		施工面積	201.7ha	88.9ha	44.1%	10.9ha
	小野路地区 (1、2、3)	幹線	0.9km	0.9km	100.0%	-
		整地	20.4ha	20.4ha	100.0%	-
		施工面積	29.5ha	29.5ha	100.0%	-
	計	幹線	(14.5km) 21.5km	(12.4km) 17.8km	(85.5%) 82.8%	(0.7km) 1.1km
		整地	280.4ha	185.8ha	66.3%	12.1ha
		施工面積	453.2ha	313.0ha	69.1%	18.1ha
関連 整備 公共 施設 事業	街 路	38.6km	16.6km	43.0%	-	1.5km
	河 川	21.1km	19.0km	99.5%	-	0.1km
	流域下水道	處理水 473千m <sup>3</sup> /日 管渠延長 29.0km	47千m <sup>3</sup> /日 18.8km	9.9% 64.8%	-	1.8km
	水 道	93.0km	57.3km	61.6%	-	6.4km

注( )：関連公共施設整備事業関連幹線街路(内書)

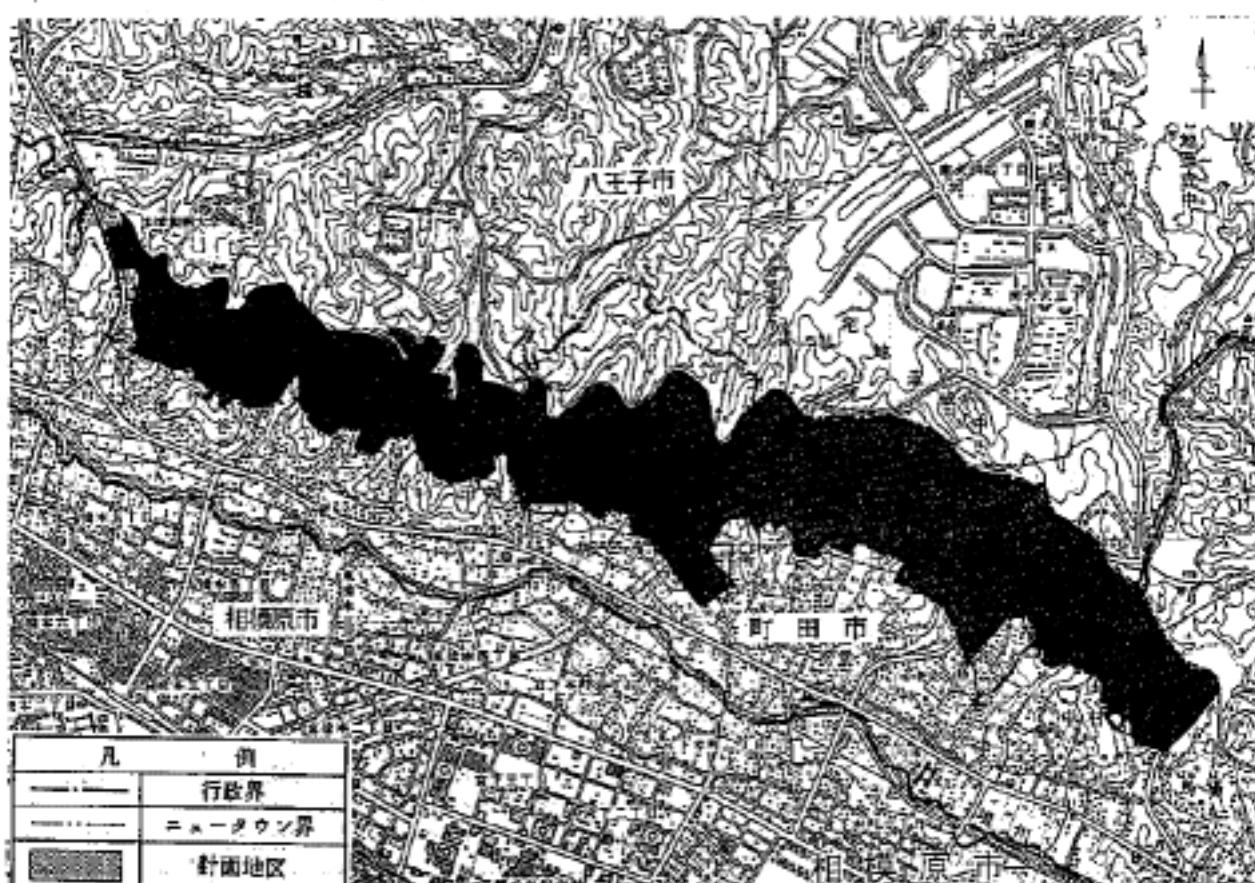
#### 4. 対象事業の内容

##### 4-1 位置および地積

計画地区は、東京都心部から約37km、多摩ニュータウンの西端で、町田市の北西部に位置し、市の中心市街地から北西方向に約8～12kmの距離にあり、計画地区の北側の一部は八王子市との行政界に接している。また、計画地区の南側を通る国鉄横浜線相模原駅、橋本駅、相模原駅から約1.3～2kmの距離にある。

- ・所在地：東京都町田市小山町、相原町、上小山田町および鎌水
- ・面積：約174.2ha

図II-4-1 案内図



#### 4-2 事業スケジュール

対象事業のスケジュールは、昭和62年度から9年間を予定している。

#### 4-3 土地利用計画

計画地区の土地利用計画は、図Ⅱ-4-2に示すとおり公共・公益施設のほか、レクリエーション、住宅、業務、商業、文化・厚生の5つのゾーンの利用を計画している。

レクリエーションゾーンはスポーツ、音楽、レジャー施設等を、住宅ゾーンは戸建住宅を、業務ゾーンは研究所、事務所、研究開発型工場等公害の発生しない施設を、商業ゾーンは地区および周辺地域の買物需要に対応する商業施設を、また、文化厚生ゾーンは学校、社会教育施設、福祉施設、研修所等の教育、福利厚生施設の立地を図る。

このため、事業の進捗に合わせ、地域地区や地区計画を定め土地利用の誘導を図る。

また、民有地の中に造成上残される自然樹林については、地区計画又は緑化協定等により計画的に保全するとともに、法面および建物周辺の積極的緑化を促進させることにより緑豊かな土地利用の実現を図るものである。

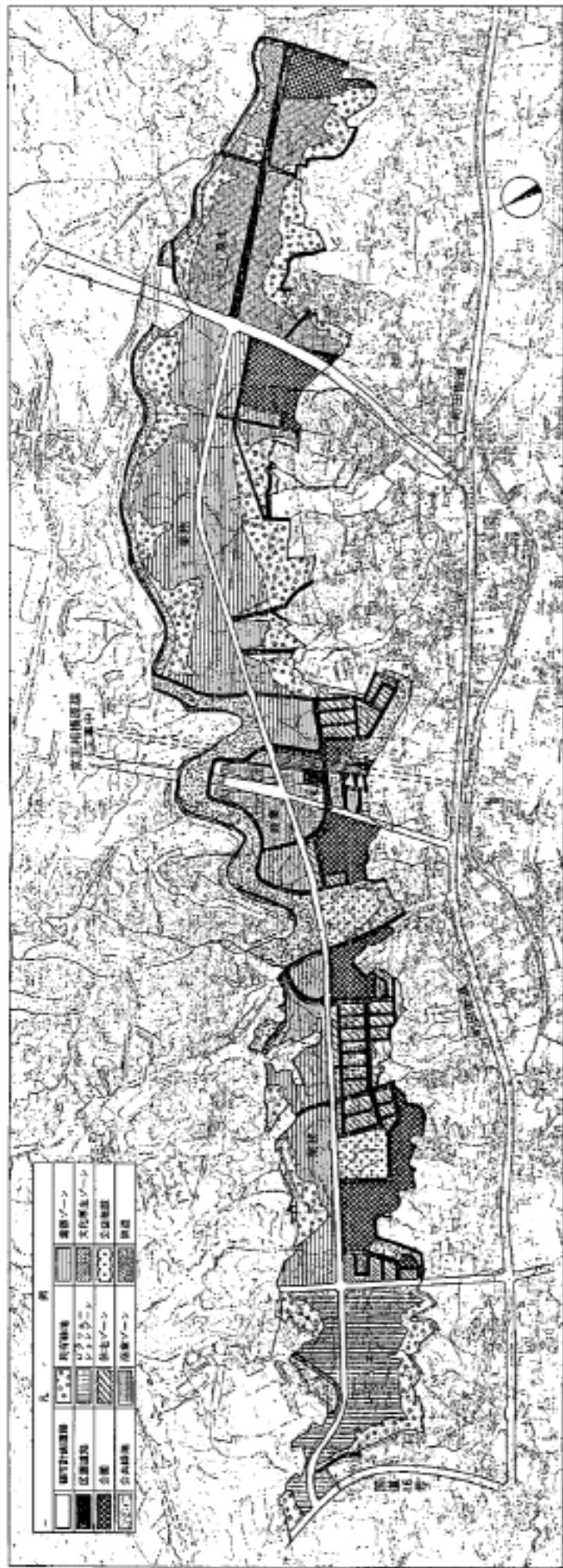
なお、将来の計画人口は、住宅ゾーンを主体に、地区全体で居住人口3,500人、誘致施設等に流入する人口として7,500人を計画する。

表II-4-1 土地利用計画表

八木・大曾根・上野地区

種 别	面 積 (ha)	割 合 (%)	備 考
道 路	都市計画道路 10.8	6.2	
	区画道路 9.7	5.6	歩行者優先のもの
	特殊道路 2.4	1.4	自転車歩行者専用道
	駅前広場 0.4	0.2	
	小計 23.3	13.4	
公 園 ・ 緑 地	地区公園 5.0	2.9	1箇所
	近隣公園 8.6	4.9	3箇所
	児童公園 2.7	1.5	3箇所
	公共緑地 17.9	10.3	
	民有自然緑地 19.8	11.4	計画的に保全するもの
	小計 54.0	31.0	
レクリエーション	13.5 ( 17.1 )	7.8 ( 9.8 )	( )は保全する緑地を加えた面積
住 宅	8.5 ( 8.8 )	4.9 ( 5.0 )	
商 業	5.4 ( 5.4 )	3.1 ( 3.1 )	
業 務	46.0 ( 57.1 )	26.4 ( 32.8 )	"
文 化 ・ 厚 生	18.5 ( 22.8 )	10.6 ( 13.1 )	"
小 計	91.9 ( 111.2 )	52.8 ( 63.8 )	"
公 益 施 設	鉄 道 0.6 ( 0.6 )	0.3 ( 0.3 )	
	小・中学校 4.4 ( 4.9 )	2.5 ( 2.8 )	( )は保全する緑地を加えた面積
	小計 5.0 ( 5.5 )	2.8 ( 3.1 )	"
計	174.2	100.0	

市街化予想図 図Ⅲ-4-2 土地利用計画



#### 4-4 道路計画

計画地区の道路計画は、図II-4-3に示すとおりである。

幹線道路は通過交通および地区内集散交通処理を目的として、既定都市計画道路（3路線）と新たに地区中央を東西に横断する相原小山線（幅員18m）、新駅設置予定地の西側に駅前広場を、そして駅前広場と相原小山線を結ぶ小山駅西口線（仮称 幅員20m）を整備する。

また、国鉄横浜線橋本駅への連絡を図るため八2・21・33まで、町2・2・29小山橋本線の延長を都市計画道路予定線として整備する。

区画道路は宅地サービス・都市計画道路へのアクセス道路として整備をする。

また、地区北側には、旧防衛庁車両試験道路が地区界に沿って東西方向にあり、これを広域的な緑道として整備する。

図II-4-3 道路計画



名 称		起 点	終 点	幅 員	延 長	推計平均交通量	概 要
番 号	路 線 名						
多 広 1	尾根幹線	綾瀬市多摩川原橋	町田市小山町	32.5m	約 470m	台/日 11,000	2車線
町1・3・6	東京環状線	相原町	相原町	25	約 200	18,000	片側2車線
町2・1・5	ニュータウン幹線	小 山 町	小 山 町	30	約 190	23,000	都市計画変更路線 4車線
				20	約 290	11,000	2車線
町2・1・9	相原小山線	相原町	小山町	18	約3,620	10,000	都市計画予定路線 2車線
町2・1・10	小山駅西口線	小 山 町	小 山 町	20	約 190	—	同 上
町2・2・29	小山橋本線	小 山 町	小 山 町	16	約 430	4,000	都市計画変更路線 2車線

#### 4-5 公園緑地計画

計画地区には、図II-4-4に示すとおり地区公園1箇所、近隣公園、児童公園それぞれ3箇所、公共緑地17.9haを計画している。

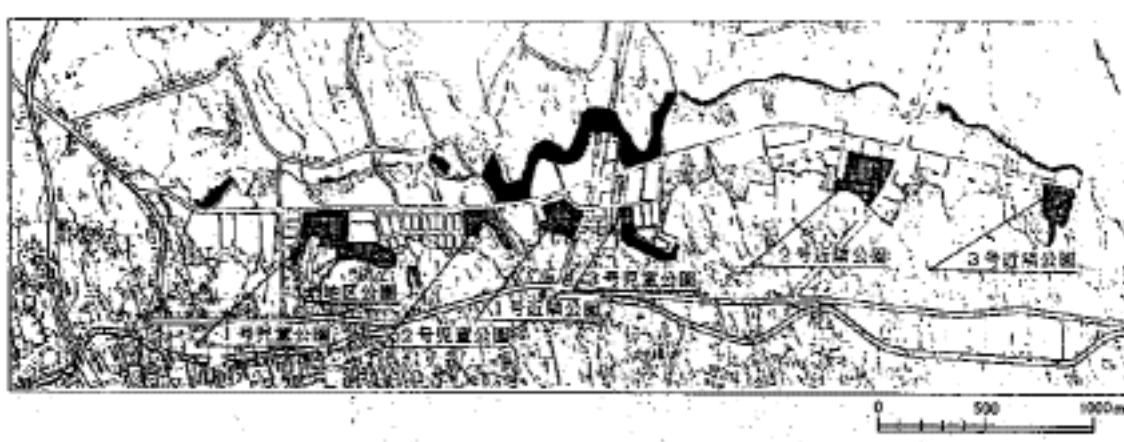
地区公園、近隣公園はすべて調整池機能を有しており、貯水池（一部は晴天時に多目的広場として使用可能）の他に砂場等の遊戯施設、植栽地、広場等を整備する。

児童公園は住宅ゾーンに配置し、砂場等の遊戯施設、植栽地、広場等を整備する。

公共緑地は主として、北側地区界に計画している自転車歩行者専用道に沿って計画し、現況の樹木を保全するとともに植栽を行う。

また、計画地区の北側および南側の斜面地の樹木を、それぞれの計画ゾーンの宅地の一部として保全する。

図II-4-4 公園緑地計画



■ 公園

■ 緑地

図II-4-5 緑の保全計画



■ 宅地の一部として保全

■ 公園、緑地の一部として保全

表II-4-2 緑の保全計画

種 別	面 積 (ha)	備 考
公園・緑地として保全	15.7	公園・公共緑地 34.2 haのうち残存緑地面積
宅地の一部として保全	19.8	民有自然緑地面積
合 計	35.5	

## 4-6 排水計画

## (1) 雨水計画

計画地区の雨水排水は、大部分の区域は多摩ニュータウン公共下水道（対象事業と一体で整備予定）と現況水路を経て境川に、一部の区域は大栗川に放流する。

ただし、境川に放流する区域については、地区内に計画している調整池に、一時貯留した後、地区外の現況水路（対象事業と一体で流下能力に見合う改修整備を予定）に放流する。なお、2号調整池については町2・1・5の道路埋設専用管により境川に放流する。

## (2) 汚水計画

計画地区の汚水排水は、多摩ニュータウン公共下水道により5つのルートで新住宅市街地開発事業区域内の管渠に接続する。

なお、新住宅市街地開発事業区域内では、多摩川流域下水道の乞田幹線を経て南多摩処理場で処理される。

## 4-7 供給処理施設計画

## (1) 水 道

東京都の水道から供給を受ける。

## (2) 下水道

4-6 排水計画のとおり。

## (3) 電 気

東京電力㈱から供給を受ける。

## (4) ガ ス

東京ガス㈱から供給を受ける。

## (5) ゴ ミ

町田リサイクルセンター（ゴミ焼却場・下小山田町）で処理する。

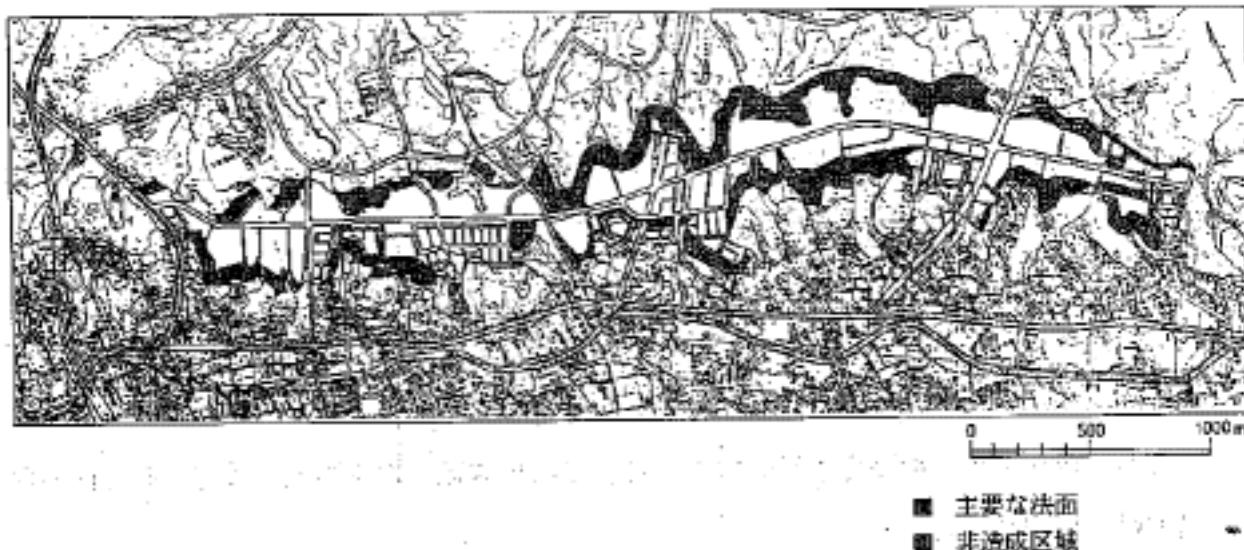
#### 4-8 造成計画

計画地区の造成計画は、排水処理の関係から調整池を低くした東南にゆるやかな起伏をもった勾配で、土砂は搬出入のないよう、切土量と盛土量を計画地区内でバランスさせる。

計画地区の北側および南側の斜面地が非造成区域であるほかは地区内すべて造成工事を行う。

計画地区は「宅地造成等規制法」に基づく「宅地造成工事規制区域」であるため、法面の勾配等は「宅地造成等規制法」の基準に基づいて施工する。また、高盛土を予定している沢部では、集水暗渠排水管を設けるなど高盛土対策を行い盛土地盤の安定を図る。

図II-4-6 造成計画図



#### 4-9 施工計画

計画地区の工事の手順としては、本格造成工事前に工事用仮設道路を建設し、各沢ごとに暫定調整池を築造して防災機能を確保し、造成工事、調整池工事を行い造成工事の完了した区域から、順次、道路、公園等の整備をする。

工事区域の順序としては、計画地区の中央部から始め、東側および西側に進める。

なお、造成工事の実施にあたり、防災対策として、沈砂池、仮排水路等を設置し、土砂および浮遊物質の沈殿、除去に努める。また、仮囲い等を必要箇所に設置し、粉じんの防止、騒音、振動の対策に努める。さらに、造成により生じた法面には、種子吹付けによる緑化等を行って、工事による周辺地域への影響を最小限におさえるよう努める。

表II-4-3 工事工程表

工事区分等	年 度								
	62	63	64	65	66	67	68	69	70
準備工事									
土工事 (切・盛土工事等)									
下水工事									
整地工事									
道路工事									
公園工事									

注) 準備工事:工事用道路、仮設調整池、水路工事